

川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業  
基本協定書  
(案)  
(修正版)

平成 20 年 7 月 10 日

(平成 20 年 9 月 17 日修正)

川崎市



## 目次

第1条	(目的)	1
第2条	(用語の定義)	1
第3条	(基本的合意)	1
第4条	(事業契約締結に向けた甲乙の義務)	1
第5条	(特別目的会社の設立等)	1
第6条	(特別目的会社の株主)	2
第7条	(株式の譲渡等の制限)	2
第8条	(業務の委託、請負)	3
第9条	(事業契約)	3
第10条	(構成企業の変更)	5
第11条	(準備行為)	5
第12条	(事業契約締結不調の場合の処理)	5
第13条	(秘密保持等)	5
第14条	(協定の有効期間)	6
第15条	(協議)	6
第16条	(準拠法及び裁判管轄)	7
別紙1	S P Cの株主構成等	8
別紙2	出資者保証書	9
別紙2別添1	株式処分申請書(書式)	10
別紙2別添1	誓約書(書式)	11
別紙3	秘密保持に関するS P Cによる誓約書(書式)	12

川崎市立小学校及び豊学校冷房化等事業（以下「本事業」という。）に関して、川崎市（以下「甲」という。）と【●】、【●】、【●】及び【●】を構成企業とし（うち【●】をその代表企業とする。）、【●】、【●】、【●】及び【●】を協力企業とする事業者グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、第5条の規定に基づき、乙の構成企業の出資により本事業を遂行するために設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）をして、甲との間で締結する、市立小学校及び豊学校の普通教室への空気調和設備工事の設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理及び空気調和設備の適正な使用のための指導業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲と乙の双方の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定中に使用する用語の定義は、本事業を実施する事業者を選定するための入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集、その他これらに関して甲が追加で提示する資料）において定められた用語の定義による。

#### （基本的合意）

第3条 乙は、入札説明書等に記載の条件（以下「甲提示条件」という。）を十分に理解し、これに合意したことを確認する。

- 2 甲と乙は、事業者提案書類における提案及びその補足説明（以下「事業者提案等」という。）を事業契約の契約条件とすることに合意する。
- 3 甲と乙は、事業契約に関する協議において、甲提示条件及び事業者提案等に基づき、その内容を確定することが困難な事項がある場合、入札説明書等において示された本事業の目的・理念に照らして、互いに誠実に協議し、解釈する。

#### （事業契約締結に向けた甲と乙の義務）

第4条 甲及び乙は、甲とSPCとが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、川崎市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

- 2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続にかかる川崎市立小学校及び豊学校冷房化等事業審査委員会の意見及び甲の要望事項を可能な限り尊重する。

#### （特別目的会社の設立等）

第5条 乙は、本協定締結後、遅くとも本事業にかかる事業契約の仮契約（以下「仮契約」という。）の締結時までに、入札説明書等及び事業者提案等に基づいて本事業を遂行す

ることのみを目的とする会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社たる S P C を適法に設立するものとする。

- 2 乙が設立する S P C は以下に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) S P C の本店所在地は川崎市内とすること。
  - (2) S P C の定款に以下の規定を設けること。
    - ① S P C が発行する株式はすべて会社法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式とするための規定
    - ② 会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会を設置する旨の規定
    - ③ 会社法第 326 条第 2 項に定める監査役を設置する旨の規定
- 3 本事業の事業期間中において、S P C へ出資を行う者は、必ず乙の構成企業でなければならない。また、乙の構成企業は、S P C をして、乙の構成企業以外の者からの出資を受けさせてはならない。ただし、第 7 条に定める場合は、この限りではない。
- 4 乙の構成企業は、S P C 設立後遅滞なく、別紙 2 の出資者保証書を甲に差し入れるものとする。
- 5 乙は、甲に対し、S P C の設立後速やかに、S P C の商業登記簿謄本の写し、定款、役員及び従業員の名簿、その他甲が指定する事項を書面により明示することとする。本協定の締結以降、提出した書類の内容の変更があった場合には、変更後の書類を速やかに甲に届け出ることとする。
- 6 乙は、S P C をして、設立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても乙又は乙の代表企業はその旨を S P C をして甲に報告させるものとする。
- 7 S P C における会計年度は、各暦年の 4 月 1 日を始期とし、翌年の 3 月 31 日を終期とする 1 年間とする。ただし、最初の会計年度の始期は S P C の設立日とし、最終の会計年度の終期は、事業契約に定める契約終了日から 1 年後以降とする。
- 8 乙は、S P C をして、本事業の事業期間中、S P C が第 2 項に規定する取締役会設置会社であり監査役設置会社であることを維持させるものとする。

#### (特別目的会社の株主)

- 第 6 条 S P C 設立時の株主の構成及びその出資額は、別紙 1 に記載のとおりとする。
- 2 S P C 設立時以降、乙の代表企業は、S P C の総株主の議決権のうち最大の議決権を保有し、原則として本事業の事業期間中これを維持するものとする。

#### (株式の譲渡等の制限)

- 第 7 条 乙の構成企業は、本事業の事業期間が終了するまでの間、次項の場合を除くほか、その保有する S P C の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分（以下「譲渡等」という。）を行わないものとする。
- 2 乙の構成企業が、その保有する S P C の株式を譲渡等する場合、その他議決権株式保有割合、出資比率を変更する場合は、あらかじめ甲に通知し、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。
  - 3 乙の構成企業が、その保有する S P C の株式の譲渡等を行う場合の手続きは、以下のとおりとする。
    - (1) S P C の株主たる乙の構成企業が、他の構成企業、協力企業又はそれ以外の第三者

に対する S P C の株式の譲渡等を希望する場合、譲渡等を希望する当該株主（以下、本項において「譲渡等希望株主」という。）は、事前に乙の代表企業（ただし、乙の代表企業が譲渡等希望株主である場合は、S P C の議決権株式の保有割合が第 2 位の株主である乙の構成企業）に対し、別紙 2 別添 2 の S P C の議決権株式を譲り受けようとする者（以下「新株主」という。）の誓約書及び別紙 3 の秘密保持に関する S P C の誓約書と同内容を誓約する誓約書を添えて、別紙 2 別添 1 の株式処分承認申請書により通知するものとする。

(2) 乙の代表企業（ただし、乙の代表企業が譲渡等希望株主である場合は、S P C の議決権株式の保有割合が第 2 位の株主である乙の構成企業）は、第 1 号の通知を受領後、速やかに第 1 号で示す誓約書に不備がないことを確認の上、甲に対し、その旨を書面により通知する。

(3) 第 2 号の通知の受領後、甲が譲渡希望株主に対し書面により、かかる譲渡等を承諾した旨の通知をした場合（乙の代表企業にはその写しを送付するものとする。）、譲渡等希望株主は議決権株式の譲渡等を行うことができる。

4 第 5 条第 3 項本文、第 6 条第 2 項違反を惹起し、又は惹起するおそれがある場合を除き、S P C は、株式、新株予約権を発行することができる。この場合であっても、乙は S P C をして、甲に対し、その引受人並びにその内容及び数その他予め甲が指定する事項を、書面により通知しなければならない。

5 S P C が S P C の株主である乙の構成企業以外の者に対して株式を割り当てて発行するためには、第 6 条第 2 項違反を惹起するか否かを問わず、乙は S P C をして、甲に対し、割当ての相手方並びに割当てをする株式の種類及び数その他甲が予め指定する事項を通知し、書面による事前の承諾を得なければならない。また、S P C が S P C の株主である乙の構成企業に株式を割り当てて発行する場合であっても、乙の構成企業の議決権株式保有割合、出資比率が変更される場合には、乙は S P C をして、同様の手続きをとらせるものとする。

(業務の委託、請負)

第 8 条 乙は、S P C をして、本事業の設計に係る業務を【●】に、本事業の施工に係る業務を【●】に、本事業の工事監理に係る業務を【●】に、本事業の維持管理に係る業務を【●】に、本事業の●●に係る業務を【●】に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、甲と S P C との間で事業契約が締結された後、速やかに、S P C をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負わせる者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後速やかに受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出するものとする。

3 第 1 項により S P C から本事業に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第 9 条 甲及び乙は、本協定締結後、平成 21 年●月●日を目処として、川崎市議会への事業契約にかかる議案提出日までに、甲と S P C との間で、仮契約を締結させるものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に、本事業に関し、乙の構成企業又は協力企

業(第3号の場合は、その役員又は使用人とする。)につき、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、甲は、仮契約又は事業契約を締結しない。

(1) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下「原処分」という。)又は独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。以下「審決」という。)を行い、原処分又は審決が確定したとき。

(2) 独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又はその訴えを取り下げたとき。

(3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲と乙は、前項の仮契約が、川崎市議会の議決を経た時点において、本契約として事業契約の効力を生じることを確認する。

3 甲は、入札説明書に添付の事業契約書(案)の文言に関し、乙から説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

4 甲と乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

5 乙は、第12条にかかわらず、本事業に関し、乙の構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由により、仮契約又は事業契約が締結されなかった場合は、事業者提案書類における本事業に係る提案価格の10分の1に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

6 乙の構成企業又は協力企業につき、本事業に関し、第1項但書の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、第12条にかかわらず、また、甲が、本事業の事業契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙の構成企業及び協力企業は連帯して、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、この限りでない。なお、事業契約第40条に基づき、甲が、契約保証金又は担保を受領している場合には、甲は、これを本項の違約金の全部又は一部に充当するものとする。また、事業契約第71条第1項に基づき事業契約が解除された場合に、事業契約第71条第3項の違約金の支払いがなされた場合は、乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。

(1) 第1項第1号の排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合。

(2) 前号に規定するもののほか、原処分又は審決のうち、その対象となる行為が、甲に金銭的な損害を与えないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。

(3) 乙の構成企業又は協力企業について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。ただし、同法第96条の3の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。

7 前項の規定は、本協定による履行が完了した後も適用するものとする。

8 第6項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合

において、甲がその超える分について乙の構成企業及び協力企業に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(構成企業の変更)

第10条 乙が落札者として決定された日から仮契約が本契約として効力を生じるまでの間に、構成企業又は協力企業の一が、入札説明書に規定する「入札参加者が備えるべき資格」を満たさないことが判明した場合又は同じく規定する「入札参加者が備えるべき資格」を満たさなくなった場合には、甲は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、甲は一切責を負わない。ただし、乙の申し出により、甲がやむを得ないと認めた場合は、甲の承認を条件として「入札参加者が備えるべき資格」を満たさない構成企業又は協力企業の変更ができるものとし(ただし、代表企業を除く。)、甲は変更後の事業者グループと仮契約を締結できるものとする。

(準備行為)

第11条 乙は、事業契約締結前であっても、自らの責任及び費用負担において、自ら又はS P Cの設立後においてはS P Cをして、本事業の実施に関して必要な準備行為(設計に関する打ち合わせを含む。)を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

2 甲と乙は、S P Cの設立後速やかに、S P Cの設立前に行われた前項に規定する準備行為及びそれに対する甲による協力の結果をS P Cに対し引き継がせるよう最大限努力する。

(事業契約締結不調の場合の処理)

第12条 事由の如何を問わず(事業契約の締結について、川崎市議会の議決が得られない場合を含む。)、甲とS P Cとの間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、甲及び乙又はS P Cが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。ただし、第9条第5項から第8項に定める場合を除く。

(秘密保持等)

第13条 甲と乙は、自ら、又はS P Cをして本事業に関して知り得た相手方の秘密につき、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならず、乙は各構成企業、各協力企業及びS P Cをして同様の責務を負わせるものとする。ただし、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合
- (5) 甲が川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)に基づき開示を求められた場合

- (6) 弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、協力企業に守秘義務を課して開示する場合
  - (7) 本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う融資機関と協議を行う場合
  - (8) その他法令に基づき開示する場合
- 2 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙又はSPCをして作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令（川崎市個人情報保護条例〔昭和60年川崎市条例第26号〕等川崎市の条例等を含む）を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うとともに、各構成企業、各協力企業及びSPCをして同様の責務を負わせるものとする。
- 3 前項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従うとともに、各構成企業、各協力企業及びSPCをして従わせるものとする。
- 4 乙は、各構成企業、各協力企業及びSPCをして、その役員、従業員、代理人又はコンサルタント、本事業に関連して資金を提供している融資機関又は構成企業、協力企業以外でSPC又は構成企業、協力企業から受託し又は請け負って本事業に関する業務を行う第三者（再委託、再請負を含む。）に対し、第1項から第3項までの義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。
- 5 本条に定める乙の義務は、本協定終了後も存続し、各構成企業又は協力企業の役員、従業員、代理人又はコンサルタント、本事業に関連して資金を提供している融資機関又は構成企業、協力企業以外でSPC又は構成企業、協力企業から受託し又は請け負って本事業に関する業務を行う第三者（再委託、再請負を含む。）などがその地位を失った場合であっても免れない。
- 6 乙は、第5条の規定に基づきSPCが設立された後速やかに、SPCをして、SPCが本条の規定に基づいて秘密を保持すること等について、別紙3の様式による誓約書を提出させる。

#### （協定の有効期間）

- 第14条 本協定の有効期間は、事業契約の終了の日までとする。ただし、事業契約が締結に至らなかった場合には、その時点で本協定の効力は失われるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第5項から第8項及び第12条の規定は存続するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条の規定は同条の秘密又は個人情報が公知となるまで存続するものとする。

#### （協議）

- 第15条 本協定の規定又は本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

#### （準拠法及び裁判管轄）

- 第16条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争



については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を●通作成し、甲及び各構成企業及び協力企業は、それぞれ記名押印の上、甲及び各構成企業及び協力企業が各1通を保有する。

平成●年●月●日

甲 住 所  
名 称 川崎市  
市長

乙 構成企業のうち代表企業（担当業務：●●）  
住 所  
商 号  
代表者

構成企業（担当業務：●●）  
住 所  
商 号  
代表者

構成企業（担当業務：●●）  
住 所  
商 号  
代表者

協力企業（担当業務：●●）  
住 所  
商 号  
代表者

協力企業（担当業務：●●）  
住 所  
商 号  
代表者

別紙1 S P Cの株主構成等

1 S P C名 ●●●●●●●●●●

2 設立時のS P Cの株主構成及び株主の出資額

●●●●	{	} 円
●●●●	{	} 円
●●●●	{	} 円

別紙2 出資者保証書（書式）

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

川崎市長宛て

住 所：

商 号：

代表者：

印

出 資 者 保 証 書

川崎市(以下「市」という。)と〔事業契約において「乙」とされるSPCの名称〕(以下「SPC」という。)との間で、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日付で締結された川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業にかかる事業契約の仮契約(以下「仮契約」という。)に関して、落札者である●会社、●会社、●会社及び●会社(以下「当社ら」と総称する。)は、本日付をもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、仮契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 SPCが、平成●年●月●日に、会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点におけるSPCの発行済株式の総数は、●株であること。  
(2) 当社らの保有するSPCの株式の総数は、●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
- 3 本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有するSPCの株式を、SPCに融資を行う融資機関に対して担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時までSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わず、市の事前の書面による承諾に基づき当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行おうとするときは、川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業にかかる基本協定書第7条の規定に従い、必要に応じ、甲及び乙の代表企業に対し、事前に別紙2別添1の書式の株式処分承認申請書を提出し、譲渡等に係る方法、相手方、対象株式の種類及び数、予定日等を通知し、事前に甲の書面による承諾を得ること。

以上

別紙2別添1 株式処分承認申請書（書式）

川崎市長/（写し）〔基本協定書において「乙」とされるグループの代表企業名〕あて

このたび、当社の保有する〔 〕の議決権株式を以下のとおり処分するにつきご承諾いただきたく、川崎市と〔 〕との間で締結した平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業にかかる基本協定書第7条の規定に従い、ここに申請いたします。

1 申請にかかる譲渡等の方法

- 株式の譲渡
- 株式への担保権設定
- その他の処分〔具体的内容： 〕

2 譲渡等の相手方

住所：〔 〕  
商号：〔 〕  
代表者：〔 〕

3 譲渡等の対象株式の種類及び数：〔 〕株式〔 〕株

4 譲渡等予定日：平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日

5 その他

今般の株式譲渡等の相手方に対し、予め掲題基本協定書を開示し、その内容を了解させております。

以上

平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日

申請者：

住所：

代表者： 印

別紙2別添2 誓約書（書式）

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

川崎市長/（写し）[基本協定書において「乙」とされるグループの代表企業名]あて

住 所：

商 号：

代表者： 印

### 誓 約 書

川崎市（以下「市」という。）と[基本協定書において「乙」とされるグループの名称]との間で、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日付にて締結された川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業（以下「本事業」という。）にかかる基本協定書（以下「本協定」という。）及び市と[事業契約において「乙」とされるSPCの名称]（以下「SPC」という。）との間で、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日付にて締結された本事業にかかる事業契約（以下「本事業契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明、保証いたします。

なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる語句は、本協定において定義された意味を有するものとします。

#### 記

- 1 当社は、本協定及び本事業契約の内容を全て了解していること。
- 2 当社に対して株式譲渡を希望するSPCの株主が本協定に基づき負担する義務の全てを当社が承継すること。
- 3 当社は、本事業契約の終了までの間、本協定第7条に基づき市の書面による事前の承諾を得た場合を除き、SPCの株式の譲渡等を行わないこと。
- 4 当社が、市の書面による事前の承諾を得て事業者の株式を譲渡等する場合、当社は、本協定第7条に従い、譲渡等の相手方をして、予め本誓約書の様式と同内容の誓約書を提出させるとともに、本協定書別紙3の秘密保持に関するSPCによる誓約書と同内容を誓約する誓約書を提出させること。

別紙3 秘密保持に関するSPCによる誓約書（書式）

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

川崎市長あて

住 所：

商 号：

代表者： 印

秘密保持に関するSPCによる誓約書

当社は、川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業（以下「本事業」という。）に関して知り得た川崎市（以下「市」という。）の秘密（以下「秘密」という。）につき、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者（市に対し本事業に関する守秘義務を負う者を除く。）に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的には使用しないこと、並びに本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報及び当該情報から当社が作成した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（川崎市の条例等を含む）を遵守して取扱うことを確認いたします。ただし、秘密が以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 公知である場合
- (2) 本誓約書提出後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 当社が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 市が川崎市情報公開条例に基づき開示を求められた場合
- (6) 当社の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー及び協力企業に守秘義務を課して開示する場合
- (7) 当社が本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う融資機関と協議を行う場合
- (8) その他法令に基づき開示する場合

以 上